

# 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取概要の公表について …… 2

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る  
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：23C17

事業者名：株式会社 平成エンタープライズ

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和5年10月13日（金曜日）

14時00分から（埼玉県）AB聴聞室

15時00分から（羽生市）AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は  
名称及び住所

・埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

・羽生市長 埼玉県羽生市東6-15

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

令和5年10月10日

関東運輸局長 殿

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
地方自治体名 埼玉県  
(首長名) 埼玉県知事 大野元裕

意見の陳述書

今般、令和5年10月13日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：23C17

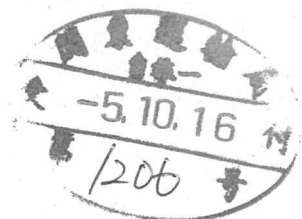
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

埼玉県知事 大野元裕

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

当該路線については、利用者数の減少、燃料価格、車両費用の高騰により業績が長期にわたり低迷し、運行効率化などによる改善が見込めないと聞いており、関係する羽生市の意向も踏まえ、廃止はやむを得ないと考える。

廃止に当たっては、バス利用者や周辺住民等、関係者への十分な周知、説明を行うなど、利用者等の利便を阻害することのないよう配慮いただきたい。



羽企収326号  
令和5年10月10日

関東運輸局長殿

住 所 羽生市東6-15  
地方自治体名 羽生市  
(首長名) 羽生市長 河田 晃明



意見の陳述書

今般、令和5年10月13日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号  
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：23C17
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名  
羽生市長 河田 晃明
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見  
当該路線は、利用者数の減少、燃料価格、車両費用の高騰により業績が長期にわたり低迷し、運行効率化などによる改善が見込めないことから、廃止の意向を示されたことはやむを得ないとする。

